

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

○	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）	1
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	2
○	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三条関係）	3
○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）	5
○	戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）（第五条関係）	6
○	行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第六条関係）	7
○	文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第六条関係）	8
○	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第七条関係）	9
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第八条関係）	10
○	行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第九条関係）	11
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十条関係）	12
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十一条関係）	13
○	運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）（第十二条関係）	14

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百一 （略）</p> <p>百二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下この号において「改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）</p> <p>百三 〓百七十八 （略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓六十七 （略）</p> <p>六十八 削除</p> <p>六十九 〓百二十四 （略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百一 （略）</p> <p>百二 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>百三 〓百七十八 （略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓六十七 （略）</p> <p>六十八 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>六十九 〓百二十四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>9 第三百十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。</p> <p>別表第十（第六十条の二関係）</p> <p>一〜四十一（略）</p> <p>四十二 削除</p> <p>四十三〜八十四（略）</p>	<p>附 則</p> <p>9 第三百十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。</p> <p>別表第十（第六十条の二関係）</p> <p>一〜四十一（略）</p> <p>四十二 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>四十三〜八十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十三（略）</p> <p>八十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下「平成十三年旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（平成十三年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）</p> <p>八十五（略）</p> <p>八十六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下「平成二十七年旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）</p> <p>八十七〇百三十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十五（略）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十三（略）</p> <p>八十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）</p> <p>八十五（略）</p> <p>八十六 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>八十七〇百三十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇八十五（略）</p>

八十六 平成二十七年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
八十七～百十八 （略）

八十六 九州旅客鉄道株式会社
八十七～百十八 （略）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 五十二（略） （削る） 五十三 〓 百七 第四十三条（略） 2 〓 7（略） 7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 七十六（略） （削る） 七十七 〓 百四（略） 8・9（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 五十二（略） 五十三 九州旅客鉄道株式会社 五十四 〓 百八 第四十三条（略） 2 〓 6（略） 7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 七十六（略） 七十七 九州旅客鉄道株式会社 七十八 〓 百五（略） 8・9（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（旅客会社等の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱 い）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 法第二十三条第一項に規定する政令で定める介護者は、前項に規定する障害の程度に該当する戦傷病者が、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下「旅客会社等」という。）の鉄道又は連絡船に運賃を支払うことなく乗車又は乗船する場合に同行する介護者一人とする。</p>	<p>（旅客会社等の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱 い）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 法第二十三条第一項に規定する政令で定める介護者は、前項に規定する障害の程度に該当する戦傷病者が、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下「旅客会社等」という。）の鉄道又は連絡船に運賃を支払うことなく乗車又は乗船する場合に同行する介護者一人とする。</p>

○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社日本政策金融公庫</p> <p>六・七（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社日本政策金融公庫</p> <p>六・七（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、<u>九州旅客鉄道株式会社</u>、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一～三十 （略） （削る） 三十一～三十八 （略）</p>	<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一～三十 （略） 三十一 九州旅客鉄道株式会社 三十二～三十九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 削除</p> <p>三十六～八十四 （略）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五及び六 削除</p> <p>七～三十 （略）</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>三十六～八十四 （略）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 削除</p> <p>六 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>七～三十 （略）</p>

○ 行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一～四 (略) 五及び六 削除 七～三十 (略)</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一～四 (略) 五 削除 六 九州旅客鉄道株式会社 七～三十 (略)</p>

○ 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>十四 二十 （略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 九州旅客鉄道株式会社</p> <p>十五 二十一 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（鉄道事業課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関する事。</p> <p>五 一 七 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 （略）</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第四号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する事。</p> <p>二 一 三 （略）</p> <p>四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条から第四条までの規定に基づく事務に関する事。</p> <p>3 一 4 （略）</p>	<p>（鉄道事業課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関する事。</p> <p>五 一 七 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例）</p> <p>第二十三条 （略）</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第四号の業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する事。</p> <p>二 一 三 （略）</p> <p>3 一 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 審議会が国土交通省設置法附則第八条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、第五条及び第七条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 審議会が国土交通省設置法附則第八条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、第五条及び第七条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>